



令和7年度 赤い羽根福祉基金

篠原欣子記念財団こども食堂応援プログラム助成事業 応募要項

社会福祉法人青森県共同募金会

1 趣 旨

こども食堂は、近年、全国的な広がりを見せ、一般的な認知も広がってきています。一方で、始まった当初の「困窮状態にある子ども」の支援に加え、ひとり親家庭や外国ルーツの家庭、高齢者などを含む地域住民全般を対象とした支援や、地域における交流・居場所づくりの場としての役割も担うなど、その機能や役割は多様化しています。

本助成は、こども食堂の啓発活動や地域におけるネットワークづくり、経常的費用では実施が難しいイベント開催や備品の導入など、臨時的な支援が必要となる活動を対象として、実施するものです。

2 実施主体

社会福祉法人青森県共同募金会

3 助成事業の対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※令和7年度内に実施された活動であれば、遡及して助成対象とします。

4 対象となる団体

- (1) 県内でこども食堂支援を行う社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、ボランティア団体・NPO等（法人格の有無は問いません。）
- (2) 団体としての活動実績が6カ月以上あること
- (3) 団体名義の振込口座を持っていること
- (4) 団体自らが独自の事務局を持っていること
- (5) 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体でないこと
- (6) 反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと(※)

※ 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

5 助成の対象となる活動及び経費

次の(1)から(4)に該当する「こども食堂」の経常的費用では実施が難しいイベント開催や備品の導入に係る経費（通常時の活動に係る経費のみの応募は対象外となります）

- (1) こども食堂におけるイベント開催
- (2) こども食堂における大型備品導入
例)調理器具、冷蔵庫、食品保管庫(棚)など
- (3) こども食堂のネットワーク拡大、啓発活動

(4) 現在のこども食堂での活動に加え新たに取り組む活動

例)こども食堂の利用対象者を広げて活動実施、こども食堂における学習支援を新たに実施 等

助成金対象経費

- ・消耗品・備品費
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費 等

助成金対象外となる経費・申請

- ・人件費
- ・通常時の活動に必要な経費(食材の購入費や賃料等)のみの申請
※通常時の活動だけでなく、イベント開催など、新たに取り組む活動と組み合わせた申請は対象とします。
- ・当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ボランティア活動保険料(ボランティア行事用保険は助成対象とします)
- ・ボランティアの謝金(交通費などの実費弁償は助成対象とします)
- ・団体の維持・管理を目的とした経費
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・助成対象期間(令和7年4月1日～令和8年3月31日)外の活動に関する経費

6 助成額

1件あたりの助成上限額は9万円とします。(助成予算枠45万円)

7 助成の決定

- (1) 本会において応募内容を審査し、助成枠の範囲内で優先順位を付した上で決定します。
- (2) 審査の結果、応募額から減額して助成金額を決定する場合があります。

8 応募方法・結果通知

(1) 応募期間・応募方法

申請書(様式1)および提出書類一式を、下記応募・問い合わせ先メールアドレスへ送信してください。

応募締切日 令和7年10月31日(金) 必着

(2) 提出書類

申請書と併せて下記の書類を提出してください。

ア 送金口座確認票(様式2)

イ 団体の規約又は会則又は定款

ウ 令和6年度の事業報告書及び決算報告書(Word、Excel、PDF)※なければ令和5年度

エ 令和7年度の事業計画書及び収支予算書(Word、Excel、PDF)※なければ令和6年度

オ その他(機関誌、パンフレット等団体の活動内容が分かる資料があれば直近にものを添付)

(3) 結果の公表・助成金の送金(予定)

ア 助成決定:11月中旬(予定)

イ 助成金の送金:11月下旬

9 助成決定後のお願い

(1) 活動内容の紹介

本助成は、一般財団法人 篠原欣子記念財団からのご寄付によって行われるものであり、同財団に対して助成事業の進捗状況や結果を随時報告します。

また、今回の助成金を活用したイベント開催や購入した備品を活用した取り組みについて、団体のホームページや SNS などでご発信していただくとともに、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には本助成による事業であることを必ず表示してください。

(2) 事業報告、決算報告書の提出

ア 助成金による活動が終了後、1か月以内に所定の事業完了報告書を提出してください。詳しくは決定通知にてお知らせいたします。なお、助成金の精算時に必要な証憑書類等の確認ができず、助成金対象経費として認められる費用が助成決定額に満たない場合は、送金済みの助成金の一部またはすべてを返還していただくことがあります。

イ 本助成金による活動の実施中に助成決定した内容を変更する場合は、必ず事前に事務局までご相談ください。

10 応募・問い合わせ先

本助成金についてご不明の点などがありましたら、お気軽にご相談ください。

社会福祉法人青森県共同募金会（担当 棟方）

〒030-0822 青森県青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ4階

TEL 017-722-2169 FAX017-722-2160

メールアドレス aomorikyoubou@ace.ocn.ne.jp

HP アドレス <https://akaihane-aomori.or.jp/>